

日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区 金沢第17団 育成会会則

(名称)

第1条 本会は、日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区金沢第17団育成会(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第2条 本会は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟の教育規定に定める育成団体の精神に則し、日本ボーイスカウト石川県連盟金沢地区金沢第17団(以下「本団」という)の活動に協力し、これを後援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本団各隊に属するすべてのスカウトの保護者、及び本団の活動を支援する有志とする。

(会費)

第4条 本会の会費は、別に定める会計規則によるものとする。

(総会)

第5条 総会を毎年1回年度当初に開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

(報告)

第6条 次の事項は、総会に報告しなければならない。

- 1)本会幹事、及び団委員の選任
- 2)本会、本団、及び各隊の活動報告、活動計画
- 3)予算、決算、及び監査報告

(議決)

第7条 議事は、出席会員多数の賛同を得て決議されたものとする。

(幹事)

第8条 総会において会員の互選により以下の幹事を選出する。

- 1)会長 1名
会務を総理し、本会を代表して、団の運営が円滑にならしめる諸活動を実施する
 - 2)副会長 若干名
会長を補佐し 会長に事故がある場合は代行する
 - 3)会計 2名
別に定める会計規則に従って本会と本団の予算、及び決算を合併して会計事務する
 - 4)会計監査 2名
会計が作成した決算、及び証拠書類等を監査する
 - 5)幹事 必要数
本会の運営を円滑にし、団との連絡協議にあたる
- 2 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(年度)

第9条 本会の活動は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日を以って終了する。

(付則)

本会則は、平成26年4月1日より施行する。